

## 25 障害者（児）が補装具費の支給を受けるには

補装具とは身体機能の不十分な部分を補い、また、それに見合うもので代用し、長期間にわたって継続して使用されるものです。

補装具費の支給を受けることができるのは、身体障害者手帳の交付を受けている方及び難病患者等（国の定める対象疾患による障害のある方）となります。障害があり手帳の交付を受けていない方は、まず手帳の交付を受ける必要があります。難病患者等の方は、特定疾患医療受給者証の写し又は医師の診断書などが必要です。

### 1 補装具の種目

義肢、装具、座位保持装置、車いす、電動車いす、歩行器、歩行補助つえ（T字状・棒状のものを除く）、重度障害者用意志伝達装置、視覚障害者安全つえ、義眼、眼鏡、補聴器、人工内耳（人工内耳用音声信号処理装置の修理のみ）、座位保持いす（児のみ）、起立保持具（児のみ）、頭部保持具（児のみ）、排便補助具（児のみ）

### 2 申請の手続き

補装具の購入（修理）を希望する場合は、お住まいの市町村担当課で補装具費支給申請を行います。

### 3 利用者負担

原則として定率（1割）となっています。ただし、世帯の所得に応じて上限額が決められるなど、負担が重くなりすぎないようにしています。

〔問い合わせ先〕

・各市（社会）福祉事務所又は町村福祉担当課